

花泉診療所を中心とする花泉地域医療確立を求める意見書

県医療局は、平成 21 年に無床化した県立花泉地域医療センターを有床診療所として残すべく、公募によって医療法人白光に移管し、平成 22 年 4 月に花泉診療所として開所した。しかし、開所当初から事業計画に沿った診療展開はなされず、医療法人白光は昨年 12 月に撤退を表明した。それを受け県医療局は、契約を平成 24 年 3 月で打ち切り、診療所閉所と県営無床診療所に戻すことを県議会において発表した。あわせて 2 階に展開する、系列法人が運営する特別養護老人ホームについても存続が心配されている。

県医療局が試みた、民間移管による有床の地域医療の充実を期待した地域住民の失望感は大きく、県当局はその不安ととまどいを早急に払拭しなければならない。

よって、当市の地域医療体制の強化について下記事項を付して強く要望する。

記

- 1 花泉診療所の医療サービスに空白を生じないように有床での体制を確立すること
- 2 花泉診療所 2 階部分の特別養護老人ホームは、入所者の介護サービスが継続できる体制を構築すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 1 月 4 日

岩手県一関市議会

岩手県知事 殿
岩手県医療局長 殿